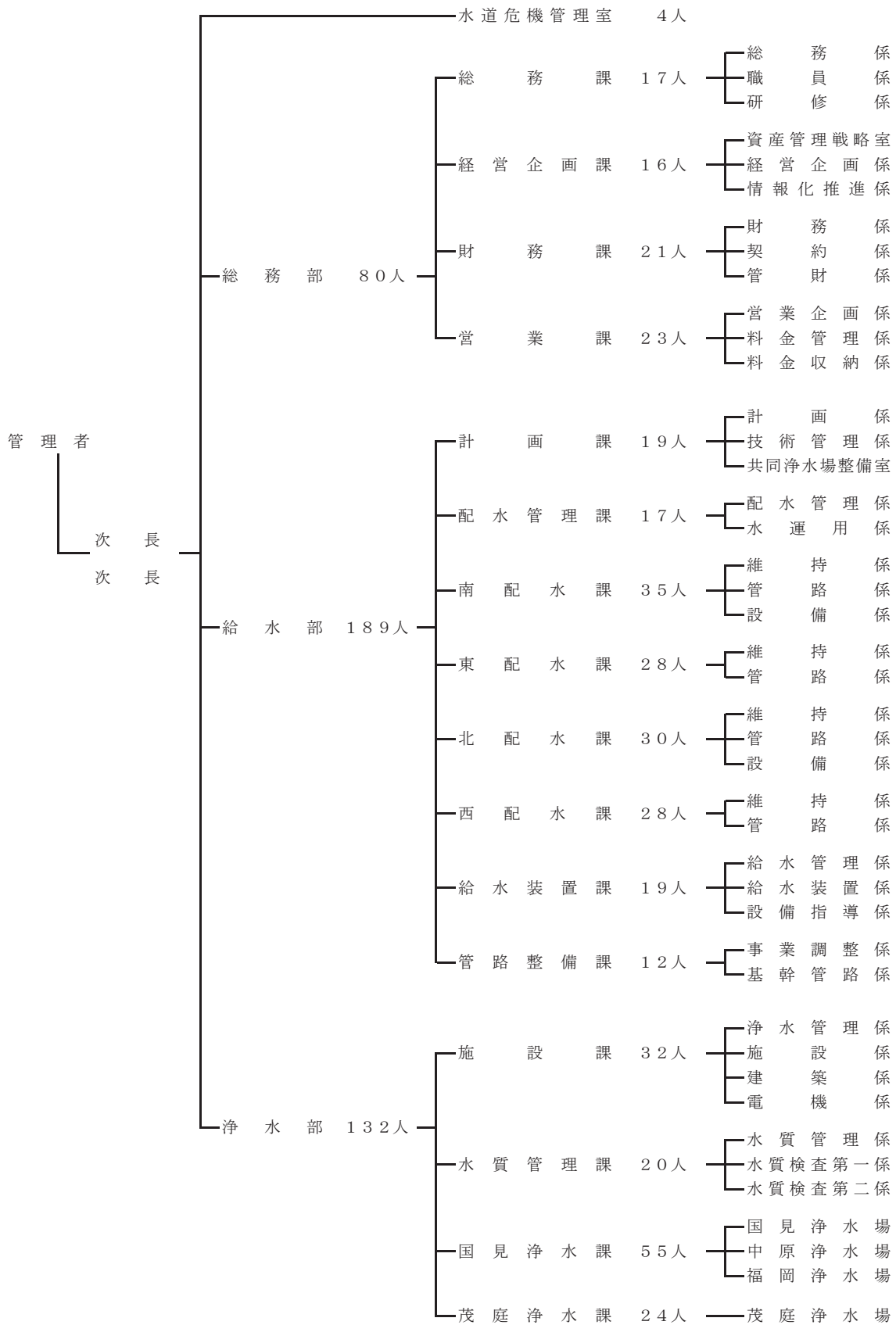


8 組 織

(1) 組 織 図

(令和7年3月31日現在)



3部 17課 43係

定数 412人

現員数 405人 (管理者除く)

注：1 次長は総務部，各部長は当該部に含む。

2 水道危機管理室には，札幌市との人事交流に係る派遣1人を含む。計画課には，厚生労働省派遣1人を含む。東配水課には，被災地（石川県かほく市）派遣1人含む。

(2) 事務分掌

(令和7年3月31日現在)

部 課 所 名	事 務 分 掌
水道危機管理室	1 水道施設の危機管理及び災害対策に係る総合的な企画及び調整に関すること 2 水道施設の危機管理及び災害対策に係る研修及び訓練の総括に関すること 3 危機及び災害発生時の対応に関すること 4 危機及び災害発生時における受援及び応援に係る総合調整に関すること 5 危機管理及び災害対策に係る関係機関との連絡調整に関すること
総務課 総務係 職員係 研修係	1 儀式及び交際に関すること 2 公印に関すること 3 文書事務の総括に関すること 4 公告式に関すること 5 争訟に関すること 6 企業管理規程、重要な契約文書等の審査に関すること 7 職務権限及び事務決裁制度に関すること 8 広報及び広聴に関すること（営業課の所管に属するものを除く。） 9 水道関係団体に関すること 10 組織機構に関すること 11 職員の定数に関すること 12 職員の任免、懲戒、服務、その他身分に関すること 13 職員の人事評価に関すること 14 職員の給与に関すること 15 職員の労働条件及び労働組合に関すること 16 職員の福利厚生に関すること 17 職員の安全衛生に関すること 18 職員の公務災害に関すること 19 職員の研修に関すること 20 事務の改善に係る企画及び調査に関すること 21 局内事務及び部内事務の連絡調整に関すること
経営企画課 資産管理戦略室 経営企画係 情報化推進係	1 水道事業に係るアセットマネジメントの推進に関すること 2 水道事業の経営計画の策定及び進捗管理並びに重要施策の総合調整に関すること 3 分水に関すること（営業課の所管に属するものを除く。） 4 広域水道に関すること 5 水道事業経営に関する分析、調査及び研究に関すること 6 広域連携の総括に関すること 7 情報化の推進に係る総合的な企画及び調整に関すること 8 業務電算システムの管理運営に関すること

部 課 所 名		事 務 分 掌
総	財 務 課	1 財政計画及び資金計画に関すること
	財 務 係	2 予算及び決算に関すること
	契 約 係	3 企業債及び一時借入金に関すること
	管 財 係	4 原価計算及び財務分析に関すること
		5 料金制度の調査及び研究に関すること
		6 資金の運用に関すること
		7 現金、有価証券及び担保物の出納及び保管に関すること
		8 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること
		9 工事の請負契約に関すること
		10 物品の購入、修繕その他の契約(別に定めるものを除く。)に関すること
		11 庁舎管理の総括に関すること
		12 自動車の管理の総括に関すること
		13 固定資産の取得、管理及び処分に関すること
		14 損害保険に関すること
		15 物品の出納及び保管に関すること(配水管理課、国見浄水課及び茂庭浄水課の所管に属するものを除く。)
務 部	営 業 課	1 営業施策の企画調整及び推進に関すること
	営 業 企 画 係	2 水道料金及び下水道使用料の徴収に係る調査及び企画に関すること
	料 金 管 理 係	3 営業施策の推進に係る広報及び広聴に関すること
	料 金 収 納 係	4 水道料金及び下水道使用料の徴収の総括に関すること
		5 水道の使用に係る手続に関すること
		6 水道料金及び下水道使用料の調定に関すること
		7 分水料金の徴収及び還付に関すること
		8 水道料金及び下水道使用料の減免及び還付に関すること
		9 コールセンターの運営に関すること
		10 水道の使用に係る開閉栓に関すること
		11 使用水量の計量及び認定に関すること
		12 水道メーターに係る計量に関すること
		13 給水装置使用者等の確認調査に関すること
		14 水道料金及び下水道使用料の収納に関すること
		15 水道料金及び下水道使用料の滞納整理に関すること
		16 滞納に係る給水の停止に関すること
		17 水道料金の債権放棄及び不納欠損処分に関すること
給 水 部	計 画 課	1 水道施設に係る総合調整に関すること
	計 画 係	2 送水施設及び配水施設(国見浄水課及び茂庭浄水課の所管に属するものを除く。)
	技 術 管 理 係	並びに給水装置(以下これらを「送配水施設等」という。)の施設整備の長期構想
	共同浄水場整備室	並びに計画及び調整に関すること
		3 送配水施設等の建設改良事業の総括に関すること
		4 水需要の推計に関すること
		5 水道施設整備に係る国庫交付金等事業の事務及び調整に関すること
		6 工事の設計基準及び積算の総括に関すること
		7 総合評価一般競争入札に係る技術的事項に関すること
		8 積算システムの運用管理に関すること
		9 請負工事の検査に関すること
		10 物品の購入、修繕その他の契約(別に定めるものを除く。)に係る検収に関すること(財務課、配水管理課、国見浄水課及び茂庭浄水課の所管に属するものを除く。)
	11 国見浄水場及び中原浄水場の統合更新に係る計画及び調整に関すること	
	12 部内事務の連絡調整に関すること	

部 課 所 名		事 務 分 掌
給 水 部	配水管理課 配水管係 水運用係	<ol style="list-style-type: none"> 1 送配水施設等の維持管理の総括に関する事 2 南配水課、東配水課、北配水課及び西配水課（給水装置課及び管路整備課の事務分掌において「各配水課」という。）との連絡調整（管路整備課の所管に属するものを除く。）に関する事 3 本市の区域並びに富谷市及び黒川郡大和町の区域の一部における送配水施設等の維持管理及び改良に係る統計等に関する事 4 漏水防止計画に関する事 5 漏水防止業務の総括に関する事 6 漏水防止業務の統計及び分析に関する事 7 鉛給水管解消事業に係る実施計画の策定に関する事 8 貯蔵品（浄水用薬品を除く。東配水課の事務分掌において同じ。）の出納、保管及び検収に関する事 9 浄水、受水及び配水の計画及び調整に関する事 10 水運用に関する事 11 監視制御システムの企画及び運営管理に関する事 12 施設管理システムの企画及び運営管理に関する事 13 管路情報の管理に関する事
	南配水課 維持係 管路係 設備係	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道修繕受付センターに関する事 2 太白区の区域における送配水施設等に係る次に掲げる事務 <ol style="list-style-type: none"> ア 維持管理及び改良に関する事 イ 鉛給水管解消工事に関する事 ウ 国等及び企業等が行う工事に伴う移設工事等に関する事 エ 給水装置の分岐工事等に関する事 3 太白区の区域における開発行為等に係る水道施設建設の設計、監督及び検査に関する事 4 太白区の区域及び若林区の区域の一部における配水管整備工事等の設計及び監督に関する事 5 宮城野区、若林区及び太白区の区域並びに青葉区の区域の一部における配水所等の維持管理に関する事（国見浄水課の所管に属するものを除く。） 6 宮城野区、若林区及び太白区の区域における送配水施設等に係る減圧弁、流量計等の維持管理に関する事
	東配水課 維持係 管路係	<ol style="list-style-type: none"> 1 宮城野区及び若林区の区域における送配水施設等に係る次に掲げる事務 <ol style="list-style-type: none"> ア 維持管理及び改良に関する事 イ 鉛給水管解消工事に関する事 ウ 国等及び企業等が行う工事に伴う移設工事等に関する事 エ 給水装置の分岐工事等に関する事 2 宮城野区及び若林区の区域における開発行為等に係る水道施設建設の設計、監督及び検査に関する事 3 宮城野区の区域及び若林区の区域の一部における配水管整備工事等の設計及び監督に関する事

部 課 所 名		事 務 分 掌
給	北配水課 維持係 管路係 設備係	<p>1 泉区の区域並びに富谷市及び黒川郡大和町の区域の一部における送配水施設等に係る次に掲げる事務</p> <p>ア 維持管理及び改良に関すること</p> <p>イ 鉛給水管解消工事に関すること</p> <p>ウ 国等及び企業等が行う工事に伴う移設工事等に関すること</p> <p>エ 給水装置の分岐工事等に関すること</p> <p>2 泉区の区域並びに富谷市及び黒川郡大和町の区域の一部における開発行為等に係る水道施設建設の設計、監督及び検査に関すること</p> <p>3 泉区の区域並びに富谷市及び黒川郡大和町の区域の一部における配水管整備工事等の設計及び監督に関すること</p> <p>4 泉区の区域及び青葉区の区域の一部における配水所等の維持管理に関すること（国見浄水課の所管に属するものを除く。）</p> <p>5 青葉区及び泉区の区域における送配水施設等に係る減圧弁、流量計等の維持管理に関すること</p>
	西配水課 維持係 管路係	<p>1 青葉区の区域における送配水施設等に係る次に掲げる事務</p> <p>ア 維持管理及び改良に関すること</p> <p>イ 鉛給水管解消工事に関すること</p> <p>ウ 国等及び企業等が行う工事に伴う移設工事等に関すること</p> <p>エ 給水装置の分岐工事等に関すること</p> <p>2 青葉区の区域における開発行為等に係る水道施設建設の設計、監督及び検査に関すること</p> <p>3 青葉区の区域における配水管整備工事等の設計及び監督に関すること</p>
	給水装置課 給水管係 給水装置係 設備指導係	<p>1 指定給水装置工事事業者に関すること</p> <p>2 受託給水工事(各配水課の所管に属するものを除く。)に関すること</p> <p>3 水道加入金等に関すること</p> <p>4 給水装置工事に係る資金融資に関すること</p> <p>5 給水装置に係る情報の収集及び管理に関すること</p> <p>6 給水装置工事の設計審査及び指導に関すること</p> <p>7 給水装置工事のしゅん工検査に関すること</p> <p>8 水道メーターに関すること（営業課の所管に属するものを除く。）</p> <p>9 開発行為等に係る水道施設建設の協議、指導及び舗装先行取り出しに関すること</p> <p>10 中高層建築物に係る直結給水等の設計の協議及び指導に関すること</p> <p>11 貯水槽水道に係る設計の協議及び指導に関すること</p> <p>12 貯水槽水道の水質の管理に係る指導に関すること</p> <p>13 開発負担金に係る認定及び徴収に関すること</p>
	管路整備課 事業調整係 基幹管路係	<p>1 管路整備に係る各配水課との連絡調整に関すること</p> <p>2 管路整備に係る計画等に関すること</p> <p>3 送水管及び配水本管整備工事等（各配水課の所管に属するものを除く。）の設計及び監督に関すること</p>

部 課 所 名		事 務 分 掌
浄 水 部	施 設 課 浄 水 管 理 係 施 設 係 建 築 係 電 機 係	1 国見浄水課及び茂庭浄水課の所管に属する水道施設（以下「浄水施設等」という。）の維持管理の総括に関する事 2 浄水施設等の施設整備の長期構想並びに計画及び調整（計画課の所管に属するものを除く。）に関する事 3 浄水施設等の建設改良事業の総括に関する事 4 水源の水利及び水質の保全に関する事 5 浄水施設等、配水池及びポンプ場の土木構造物の新設工事、大規模な改良工事及び修繕等に関する事 6 建築物（財務課の所管に属するものを除く。）の長期保全計画に関する事 7 建築物の新設工事、大規模な改良工事及び修繕等に関する事 8 電気設備及び機械設備の総括に関する事 9 電気設備及び機械設備の新設工事、大規模な改良工事及び修繕等に関する事 10 無線電話及び通信線路の総括に関する事 11 部内事務の連絡調整に関する事
	水質管理課 水 質 管 理 係 水 質 検 査 第 一 係 水 質 検 査 第 二 係	1 水質管理に関する事 2 水質検査及びこれに係る調査研究に関する事
	国見浄水課 国 見 浄 水 場 中 原 浄 水 場 福 岡 浄 水 場	1 国見浄水場、中原浄水場、福岡浄水場、作並浄水場及び熊ヶ根浄水場に係る取水、導水、浄水、送水及び配水（以下「浄水等」という。）並びに施設の維持管理に関する事 2 前号に掲げる浄水場の使用に係る浄水用薬品に関する事
	茂庭浄水課 茂 庭 浄 水 場	1 茂庭浄水場、野尻浄水場及び滝原浄水場に係る浄水等並びに施設の維持管理に関する事 2 前号に掲げる浄水場の使用に係る浄水用薬品に関する事

(3) 年齢別及び勤続年数別職員構成

ア 年齢別職員構成

(単位：人，%)

年 齢 \ 職 名	事務職員	技術職員	計	
			人 員	構成比率
20 歳 未 満	0	1	1	0.2
20歳以上25歳未満	3	7	10	2.5
25歳以上30歳未満	7	27	34	8.4
30歳以上35歳未満	14	45	59	14.6
35歳以上40歳未満	11	42	53	13.1
40歳以上45歳未満	8	25	33	8.1
45歳以上50歳未満	15	52	67	16.5
50歳以上55歳未満	9	56	65	16.1
55歳以上60歳未満	12	39	51	12.6
60 歳 以 上	3	29	32	7.9
計	82	323	405	100.0
平 均 年 齢	43歳0月	44歳10月	44歳6月	—

(注) 1 令和7年3月31日現在の職員構成。

2 管理者を除く。

イ 勤続年数別職員構成

(単位：人，%)

勤続年数 \ 職名	事務職員	技術職員	計	
			人員	構成比率
1年未満	0	0	0	0.0
1年以上3年未満	29	42	71	17.5
3年以上5年未満	18	29	47	11.6
5年以上7年未満	11	25	36	8.9
7年以上9年未満	4	32	36	8.9
9年以上11年未満	5	23	28	6.9
11年以上13年未満	1	19	20	5.0
13年以上15年未満	1	21	22	5.4
15年以上20年未満	3	31	34	8.4
20年以上25年未満	5	25	30	7.4
25年以上30年未満	1	22	23	5.7
30年以上35年未満	0	20	20	4.9
35年以上40年未満	2	13	15	3.7
40年以上	2	21	23	5.7
計	82	323	405	100.0
平均勤続年数	7年4月	15年4月	13年9月	—

(注) 1 令和7年3月31日現在の職員構成。
2 管理者を除く。

